

# 豊頃町で働く若者を支援します！

▽豊頃町で働く若者を支援します！  
広報とよころ

役場だより

問合せ先

役場企画課づくり推進係  
☎574・2216

豊頃町で働く若者を支援するため、引越し費用の一部を助成する「町内就業者転入費用助成金制度」と、豊頃町へUターンして町内で働く若者を支援する「豊頃町おかえり助成金制度」を実施しています。

## 町内就業者転入費用助成金制度

- ▼対象者  
30歳以下で、新たに豊頃町へ転入した方。
- ▼助成金額  
引越費用（税込）の1/2以内を豊頃町商工会共通商品券で交付します。（上限：子育て世帯\*10万円、それ以外の世帯5万円）
- ※子育て世帯：対象要件を満たしており、転入日時点で子ども（0～18歳）がいる、または母子手帳を交付された妊婦がいる世帯。
- ▼申請期間  
随時受付しています。



詳しくは、こちらのQRコードから、ホームページで確認ください。

## 豊頃町おかえり助成金制度

- ▼対象者  
30歳以下で、かつUターン者、または町内出身で前年度に学校を卒業した方。
- ▼助成金の種類  
▽奨学金返済助成金  
・奨学金返済金額（元本分）の9割以内、上限月額1万円を豊頃町商品券で交付します。
- ・通算3年（36か月）受給できます。
- ▽定住促進等住宅取得補助金  
・住宅を取得した際の補助金を、上限50万円（現金40万円、豊頃町商品券10万円）上乘せします。
- ▽民間賃貸住宅家賃助成金  
・最大2.5万円の助成を最長3年（36か月）現金で支給します。※ただし、所得制限があります。
- ▼受付期間  
奨学金返済助成金・民間賃貸住宅家賃助成金は2期に分けて受付します。



詳しくは、こちらのQRコードから、ホームページで確認ください。

## 共通する主な要件

- ・豊頃町に定住する意思がある方
  - ・申請する年度末において30歳以下の方
  - ・町内事業所\*2に雇用されており、豊頃町へ住民登録されている方
- \*町内事業所とは、町内で事業を行っており、町内に主たる住所（本社、本店など）がある法人等または個人事業主をいいます。支店や営業所などの主たる住所が豊頃町にない事業所で就業されている方は対象となりません。

## 申請書類の提出先・問合せ

豊頃町役場企画課づくり推進係 ☎574・2216

# 新型コロナウイルス4回目接種のお知らせ

問合せ先

役場福祉課健康係 ☎574・2214

3回目接種終了後5か月経過した60歳以上の方へ、順次案内文を郵送します。案内文に記載されている予約方法をご確認のうえ、お申し込みください。

## 【接種スケジュール】

3回目接種終了日をもとに接種日を決定し、ご案内します。ご案内された接種日でご都合が悪い場合は予約時にお申し出ください。

接種日		接種会場
7月	2日 (土)	豊頃町保健センター
	16日 (土)	
	23日 (土)	大津地域コミュニティセンター
	30日 (土)	
8月	31日 (日)	豊頃町保健センター
	6日 (土)	
	7日 (日)	

※集団接種は上記日程で終了となり、それ以降は豊頃医院の個別接種を予定しています。

18～59歳で**基礎疾患**\*1をお持ちの方、または重症化リスクが高いと医師から認められた方は4回目接種の対象となります。

接種を希望される方は福祉課健康係へ「**接種券発行申請書**」を提出してください。

申請書は福祉課健康係窓口に加え、豊頃町のホームページからもダウンロードできます。

こちらからダウンロードできます



## \*1 基礎疾患とは

- 以下の病気や状態で通院または入院している方
  - ・慢性の呼吸器の病気
  - ・慢性の心臓病（高血圧を含む）
  - ・慢性の腎臓病
  - ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
  - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
  - ・血液の病気（鉄欠乏症貧血を除く）
  - ・免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
  - ・ステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている
  - ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
  - ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- BMI30以上を満たす肥満の方  
BMIとは、肥満度を表す指標で、  
体重(kg) ÷ {身長(m) × 身長(m)}  
で求められます。
- 例) 身長170cm・体重87kg 場合  
87kg ÷ (1.7m × 1.7m) = BMI 30.1

- ・染色体異常
- ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

▽新型コロナウイルス接種のお知らせ  
広報とよころ

役場だより